

「カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための 情報提供ガイドライン（Ver. 1.0）」概要（平成20年10月30日策定）

本ガイドラインは、平成20年2月に環境省が策定した「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」を受け、企業等がカーボン・オフセットの取組を行う際に留意すべき点や明示すべき情報等について類型別に整理し、カーボン・オフセットの透明性の確保と信頼性の構築、カーボン・オフセットの取組に関する適切な理解の促進を通じ更なる推進を図るものです。

情報提供者

商品使用・サービス利用 オフセット

商品・サービスを店頭販売又はインターネット等で通信販売する企業、NPO/NGO、オフセット・プロバイダー等



⇒詳しくは第3章参照

会議・イベント開催 オフセット

会議・イベント主催者及び関係者



⇒詳しくは第4章参照

※チケットや入場料にオフセット料金を上乗せし販売する場合は
⇒第3章も合わせて参照

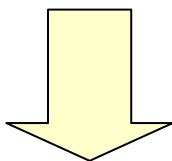
自己活動 オフセット

カーボン・オフセットを実施する企業・自治体等



⇒詳しくは第5章参照

※個人の自己活動（航空機の利用など）に伴う排出量をオフセットするための商品・サービスの販売は⇒第3章参照



一般的な契約に関する法律のほか、表示に関する法律や、販売形態（インターネット等の通信販売や店頭販売）に応じた法律等が存在します。それぞれの関連法令に従い適切な記載をしましょう

カーボン・オフセットに関連する法令

⇒詳しくは第2章参照

カーボン・オフセット商品・サービスを販売する際、広告やチラシなどの説明が不十分、又は誇張がある場合、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）、特定商取引法、消費者契約法、関連する商品・サービス類型毎の業法などが適用される可能性があります。

広告・販売・販売後に記載すべき事項（各類型共通）

- カーボン・オフセットとは何か？
- 何をオフセットするのか？（対象、範囲）
- どれくらいオフセットするのか？（算定量、算定方法）
- 何を使ってオフセットするのか？（クレジットの種類）
- いつオフセットできるのか？（調達方法）
- どこで、どうやって削減されているのか？（プロジェクト実施国、事業タイプなど）
- オフセットするにはいくらかかるのか？（販売価格、消費者の価格負担有無など）
- 誰がオフセットを手助けしてくれるのか？（販売事業者名など）

⇒販売前、販売時、販売後の情報提供は、
参考資料2チェックシート参照

□カーボン・オフセットとは何か？

カーボン・オフセットとは、自分の温室効果ガス排出量を認識(見える化)し、どうしても削減できない量の全部又は一部を他の場所での削減・吸収量でオフセット(埋め合わせ)することをいいます。

⇒その他記載例は第3～5章1および2(1)参照

□何をオフセットするのか？(対象、範囲)

□どれくらいオフセットするのか？(算定量、算定方法)

東京～那須間(往復☆km)のバス移動により排出されるCO2量お1人様約■kg分をオフセットします。温室効果ガス排出量は、カーボン・オフセットフォーラム(J-COF)が提供する「カーボン・オフセットの対象活動から生じるGHG排出量の算定方法ガイドライン」に基づき算定しています。

⇒その他記載例は第3～5章1および2(2)参照

□何を使ってオフセットするのか？(クレジットの種類)

□いつオフセットできるのか？(調達方法)

□どこで削減されているのか？(プロジェクト実施国、事業タイプなど)

オフセットには南アフリカの地方電化により生成された発行済み京都クレジット(CER)を使用します。クレジットは日本政府の償却口座に既に移転を完了しております(無効化されたため再度使用されることはありません)。お客様のオフセットのために無効化したクレジットのプロジェクト情報、および管理の状況は、ウェブサイト<www.0402.com>で確認できます。

⇒その他記載例は第3～5章1および2(3)参照

□オフセットするにはいくらかかるのか？(販売価格、消費者の価格負担有無など)

□誰がオフセットを手助けしてくれるのか？(販売事業者名など)

商品販売の1割の金額で京都クレジットのCERを取得します。年度末までの販売合計金額をクレジット取得に充てます。販売量は随時インターネット上<リンク先>で公表し、年度末には環境報告書にて詳細をご報告いたします。

⇒その他記載例は第3～5章1および2(4)参照

オフセット証書への記載事項



⇒証書書類の記載に関する注意事項は第3章3.参照

不適切な用語に関する注意



「カーボン・ニュートラル」「CO2の相殺」「ゼロ化」などは、削減努力に言及しなかったり、排出量がゼロにならない場合には使わない

⇒第3章p.26参照

参考ガイドライン・ウェブサイト

<カーボン・オフセット関連ガイドライン>

- ◆「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」

http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset/guideline/guideline080207.pdf

- ◆「カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン(Ver.1.0)」

http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=12336&hou_id=10347

- ◆「カーボン・オフセットの対象活動から生じる GHG排出量の算定方法ガイドライン(ver.1.0)」

<http://www.j-cof.org/document/GHGguideline-ver.1.pdf>

<カーボン・オフセット関連情報>

- ◆環境省HP カーボン・オフセット http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset.html

- ◆カーボン・オフセットフォーラム(J-COF) <http://www.j-cof.org>

(カーボン・オフセットに関するFAQ -Ver1.0 <http://www.j-cof.org/knowledgepool/faq.html> 等)

- ◆カーボン・オフセットに係る第三者認証・ラベリングについて <http://www.4cj.org/label.html>

- ◆あんしんプロバイダー制度について <http://www.4cj.org/provider.html>

- ◆オフセット・クレジット(J-VER)制度 について <http://www.4cj.org/jver.html>